

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.7.25 第 177 回国会第 15 号

7 月 25 日（月） 第 15 回の委員会が開かれました。

1 平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第 9 号）

- ・発議者参議院議員浜田昌良君（公明） 荒井広幸君（日改） 佐藤正久君（自民） 森まさこ君（自民） 磯崎陽輔君（自民）及び小熊慎司君（みんな）並びに野田財務大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、海江田経済産業大臣（原子力経済被害担当） 枝野国務大臣（内閣官房長官）及び政府参考人に質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

太 田 和 美君（民主）

- ・肉用牛から放射性セシウムが検出された問題について、国が簡易検査及び全頭検査することを検討すべきと考えるが、細川厚生労働大臣の見解を伺いたい。また、放射能汚染された稲わらを食べた肉用牛の価格の下落が懸念されるが、全頭買取りについて鹿野農林水産大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案の第 8 条において、仮払金支給の事務を委託する者の例として、農協や漁協が挙げられているが、委託する者の要件としてはどのようなものを想定しているのか、発議者に伺いたい。
- ・本法律案に規定する原子力被害応急対策基金（以下「基金」という。）は、様々な要望に迅速に対応することが期待されるが、法律の施行に必要な経費約 5 千億円のうち、基金には 3 千億円を充てるとした根拠について、発議者に伺いたい。

村 越 祐 民君（民主）

- ・国による仮払制度が発足すると、被害者は国と東京電力の両方に損害賠償を請求できることになるが、かかる請求の調整は誰がどのように行うことになるのか、発議者の見解を伺いたい。
- ・本格賠償（本払）が始まった段階においても、仮払制度も存続することになるのか、また、仮払について期限を設ける必要性について、発議者の見解を伺いたい。
- ・本法律案の第 14 条第 2 項では、地方公共団体が基金から支弁した経費を国が原子力事業者に求償することを「妨げない」としているが、なぜ「求償する」ではなく、このような規定としたのか、発議者の見解を伺いたい。

谷 公 一君（自民）

- ・福島第一原子力発電所事故の被害者は、賠償金につい

て、まずは早期の支払を、最終的には国の責任の下に確実な支払がなされることを望んでいると考えるが、発議者及び海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

- ・本法律案において、国は、仮払金の支払に関する事務の一部を地方公共団体等に委託できることされているが、この内容に対する地方公共団体の反応及び実現可能性について伺いたい。
- ・法律の施行に当面の必要な経費（約 5 千億円）を平成 23 年度第 2 次補正予算の予備費及び第 3 次補正予算において確保することが重要であると考えているが、野田財務大臣の見解を伺いたい。

石 田 祝 稔君（公明）

- ・福島第一原子力発電所事故の責任は国にあると考えているのか、枝野内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・原発事故の避難住民に対する個人単位での追加の損害賠償金仮払について、一度世帯単位で仮払しているにもかかわらず仮払金の支払が進まない理由を海江田経済産業大臣に伺いたい。
- ・原発事故の損害賠償金を国が仮払し、後に東京電力に仮払金を請求した場合に確実に回収できるのか、また仮払金額に満たない賠償金額であった場合はどうするのか発議者に伺いたい。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・これまでの政権において原子力政策を進めてきた自民党の責任についての発議者の認識を伺いたい。あわせて、原子力損害賠償の第一義的責任は、東京電力であると考えているか、また、国の責任についてどのように考えるか、発議者に伺いたい。
- ・本法律案と原子力損害賠償支援機構法案（以下「機構法案」という。）の両法案が成立すると、国による仮払、国による東京電力への支援等、政策の実施の順序が問題となる懸念があると考えているが、内閣法制局及び海江

田経済産業大臣の見解を伺いたい。

- ・基金は福島県のみを対象としたものなのか、発議者に伺いたい。あわせて、福島県において、同基金による事業の対象となったものについては、賠償に係る指針に賠償の対象として盛り込むべきと考えるが、発議者の見解を伺いたい。

吉 泉 秀 男君（社民）

- ・福島第一原子力発電所事故の被害者に対する賠償について、東京電力の責任を明確にして厳しく求めていくべきと考えるが、東京電力による被害者への賠償金の仮払が滞っている理由について伺いたい。
- ・原子力損害賠償紛争審査会において示される賠償指針の対象と、本法律案における仮払の対象との関係について伺いたい。また、当該賠償指針の対象外となった事項に対する本法律案における考え方について伺いたい。

柿 澤 未 途君（みんな）

- ・福島第一原子力発電所事故で被害を受けた事業者に対する損害賠償について、国として早期に仮払を行い、東京電力に求償していくべきと考えるが、本法律案と機構法案を同時に成立させる必要性について、発議者と海江田経済産業大臣に伺いたい。
- ・海江田経済産業大臣は、東京電力に対しリストラなど徹底した経費の見直し等を求めているが、政府による要請はどのような権限に基づくものなのか伺いたい。